

厚生労働大臣が定める掲示事項について

当院は、以下の事項について健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、東北厚生局に届出を行って診療している保険医療機関です。

【厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項】

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届出をしています。

○基本診療料の施設基準等に係る届出	○特掲診療料の施設基準等に係る届出
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者施設等入院基本料 7 : 1 ・ 診療録管理体制加算 2 ・ 特殊疾患入院施設管理加算 ・ 強度行動障害入院医療管理加算 ・ 医療安全対策加算 1 ・ 医療安全対策地域連携加算 1 ・ 感染防止対策加算 2 ・ 患者サポート体制充実加算 ・ 後発医薬品使用体制加算 3 ・ 小児科外来診療料 ・ 薬剤管理指導料 ・ 医療機器安全管理料 (I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検体検査管理加算 (II) ・ 神経学的検査 ・ 脳波検査判断料 I ・ 単線維筋電図 ・ CT撮影 (16列以上 64列未満707515型の機器) ・ MRI撮影 (1.5T以上 3T未満の機器) ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) ・ 運動器リハビリテーション料 (I) ・ 呼吸器リハビリテーション料 (I) ・ 障害児 (者) リハビリテーション料 ・ 入院時食事療養費 (I) ・ 食堂加算

1. 入院基本料について

当院の入院施設に関する事項は以下のとおりです

障害者病棟 (障害者施設等入院基本料 7 : 1)

- | | | |
|--------|-------|-----|
| ・ 第1病棟 | | 50床 |
| ・ 第3病棟 | | 60床 |
| ・ 第5病棟 | | 60床 |
| ・ 第6病棟 | | 50床 |

なお、各病棟における看護職員の配置は以下のとおりです。

○第1病棟

1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方16時30分～深夜1時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- 深夜0時30分～朝9時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。

○第3病棟

1日に26人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
- 夕方16時30分～深夜1時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- 深夜0時30分～朝9時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

○第5病棟

1日に26人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- 夕方16時30分～深夜1時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- 深夜0時30分～朝9時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

○第6病棟

1日に17人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- 夕方16時30分～深夜1時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。
- 深夜0時30分～朝9時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は13

人以内です。

また、当院においては、患者さんの負担による付添看護は行っておりません。

2. 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）に関する届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院中の食事については、1食あたり460円（住民税非課税世帯の方は210円、所得が一定基準に満たない方などは100円）の負担が必要です。この食費負担を食事療養標準負担額といいます。

3. 明細書の発行状況に関する事項について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しておりますので、発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

4. 保険外負担に関する事項について

当院では、健康診断、予防接種、証明書・診断書、初診に係る費用、特別室の利用等に関して利用回数(日数)に応じた実費の負担をお願いしています。

内容につきましては、別掲の「各種料金のご案内」をご参照ください。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っておりません。

※ 不明な点などがございましたら、総合受付までお申し出願います。